

議案第8号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第2号ウ中「530,000円」を「570,000円」に改め、同号エ（ア）中「830,000円」を「880,000円」に改め、同号エ（イ）中「1,010,000円」を「1,070,000円」に改め、同号エ（ウ）中「1,120,000円」を「1,200,000円」に改め、同号エ（エ）中「1,420,000円」を「1,520,000円」に改め、同号エ（オ）中「1,660,000円」を「1,780,000円」に改め、同号エ（カ）中「3,880,000円」を「4,070,000円」に改め、同号エ（キ）中「5,100,000円」を「5,340,000円」に改め、同号エ（ク）中「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同号オ（ア）中「1,130,000円」を「1,180,000円」に改め、同号オ（イ）中「1,340,000円」を「1,410,000円」に改め、同号オ（ウ）中「1,500,000円」を「1,580,000円」に改め、同号オ（エ）中「1,830,000円」を「1,940,000円」に改め、同号オ（オ）中「2,140,000円」を「2,260,000円」に改め、同号オ（カ）中「4,350,000円」を「4,550,000円」に改め、同号オ（キ）中「5,

570,000円」を「5,820,000円」に改め、同号オ(ク)中「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同号カ(ア)中「5,750,000円」を「5,930,000円」に改め、同号カ(イ)中「7,250,000円」を「7,470,000円」に改め、同号カ(ウ)中「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表第6項第1号ウ(ア)中「410,000円」を「420,000円」に改め、同号ウ(イ)中「540,000円」を「560,000円」に改め、同号ウ(ウ)中「700,000円」を「730,000円」に改め、同号ウ(エ)中「920,000円」を「960,000円」に改め、同号ウ(オ)中「1,040,000円」を「1,090,000円」に改め、同号ウ(カ)中「1,600,000円」を「1,660,000円」に改め、同号ウ(キ)中「1,820,000円」を「1,900,000円」に改め、同号ウ(ク)中「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同号エ(ア)中「490,000円」を「530,000円」に改め、同号エ(イ)中「630,000円」を「680,000円」に改め、同号エ(ウ)中「990,000円」を「1,030,000円」に改め、同号エ(エ)中「1,310,000円」を「1,410,000円」に改め、同号エ(オ)中「1,720,000円」を「1,780,000円」に改め、同号エ(カ)中「3,320,000円」を「3,430,000円」に改め、同号エ(キ)中「4,060,000円」を「4,190,000円」に改め、同号エ(ク)中「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同号オ(ア)中「9,100,000円」を「9,320,000円」に改め、同号オ(イ)中「12,400,000円」を「12,600,000円」に改め、同号オ(ウ)中「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表第7項第1号ア(ア)中「310,000円」を「320,000円」に改め、同号ア(イ)中「430,000円」を「460,000円」に改め、同号ア(ウ)中「720,000円」を「750,000円」に改め、同号ア(エ)中「960,000円」を「1,020,000円」に改め、同号ア(オ)中「1,210,000円」を「1,300,000円」に改め、同号ア(カ)中「2,950,000円」を「3,150,000円」に改め、同号ア(キ)中「3,620,000円」を「3,870,000円」に改め、同号ア(ク)中「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同号イ(ア)中「2,660,000

円」を「2,690,000円」に改め、同号イ(イ)中「3,190,000円」を「3,230,000円」に改め、同号イ(ウ)中「4,790,000円」を「4,830,000円」に改め、同表第20項中「第18条第2項第3号」を「第18条第2項第3号イ」に、「第18条第2項第4号」を「第18条第2項第4号イ」に改め、同項第2号エ中「180円」を「160円」に改め、同項第3号ア中「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に改め、同号イ中「220円」を「210円」に改め、同項第4号キ中「90円」を「80円」に改め、同表第21項中「第18条第2項第6号」を「第18条第2項第6号イ」に、「第18条第2項第7号」を「第18条第2項第7号イ」に改め、同表第22項中「第18条第2項第8号」を「第18条第2項第8号イ」に改め、同表第23項中「第18条第2項第3号」を「第18条第2項第3号イ」に改め、同表第36項中「19,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に対する審査に係る手数料等の額を改定するため、及び高圧ガス保安法施行令の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。